

高槻ラグビースクール保護者会会則

《名称》

第1条 本会は、「高槻ラグビースクール保護者会」（以下「保護者会」という。）と称し、本部を会長宅に置く。

《目的》

第2条 保護者会は、高槻ラグビースクール（以下本スクールという）の活動が円滑に行えるよう援助及び協力し、併せて会員の親睦及び交流を図ることを目的とする。

《活動》

第3条 保護者会は、前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の活動を行う。

- (1) 練習への協力
- (2) 公式大会、交流試合等、対外試合への協力
- (3) 合宿及び特別行事の企画実施への協力
- (4) 本スクール生の親睦及び交流を図るための活動への協力
- (5) 本スクールから委嘱を受けた本スクールの書記及び会計並びに会計監査に関する事務
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

《構成》

第4条 保護者会は、本スクール生の保護者（スクール生の家庭毎に1名または2名）で構成する。

- 2 保護者会の入退会は、本スクール規約第6条及び第16条の規定による本スクールへの入退会をもって行う。

《会員の役割》

第5条 保護者会会員は、保護者会の活動に協力する。

《組織》

第6条 保護者会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

《役員》

第7条 保護者会に次の役員を置くこととする。

- | | |
|--------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 総務 | 2名 |
| (3) 書記 | 1名 |

- (4) 会計 1名
- (5) ホームページ担当 1名
- (6) 中学部総務 1名
- (7) 会計監査 1名
- (8) その他、会長が必要と認めるもの

《役員の責務》

第8条 会長は、保護者会を代表し、保護者会全体の運営を総括し、指導する。

- 2 総務は、低学年（幼年から4年）1名、高学年（5年から6年）1名とし、本スクールの委嘱を受け、各担当範囲の学年リーダーのとりまとめを行うとともに、協力して本スクール生の入退会に係る手続きを行う。
- 3 書記は、本スクールの委嘱を受け、活動を記録する。
- 4 会計は、本スクールの委嘱を受け、運営に関わる出納及び通帳管理を担当する。また、会計監査を受け、本スクール規約第7条に規定する運営委員会において賛同を経て、総会で会計報告する。
- 5 ホームページ担当は、本スクールの委嘱を受け、スケジュールや活動報告その他をホームページにアップする。
- 6 中学部総務は、本スクールの委嘱を受け、中学部各学年リーダーのとりまとめを行うと共に、中学部の運営に係る会計、事務等を担当する。
- 7 会計監査は、本スクールの委嘱を受け、経費全般の会計監査を行い、総会で結果を報告する。

《役員の任期》

第9条 役員は任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出しなければならない。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

《役員を選任》

第10条 毎年3月に役員を選出を行う。

- 2 会長は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期最上級生の保護者より選出し、総会で承認を得る。
- 3 総務は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期5年生及び6年生の保護者より1名、また小学生次期1年生及び2年生、3年生、4年生並びに幼年の保護者より1名選出し、総会で承認を得る。
- 4 書記及び会計は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期4年生及び5年生、6年生の保護者より選出し、総会で承認を得る。
- 5 ホームページ担当は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期5年生の保護者より選出し、総会で承認を得る。
- 6 中学部総務は、原則として、本スクールに在籍する中学生保護者より1名選出し、総会で承認を得る。

7 会計監査は、原則として、本スクール保護者会の前年度会計を校長が委嘱する。

《総会》

第11条 総会は、保護者会の議決機関として会員により構成され、会長が招集し議長を務める。

2 総会は、年度末に招集する。ただし、保護者会役員会において必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 保護者会の運営、活動
- (2) 役員を選出
- (3) 決算・予算
- (4) 会則の改廃
- (5) その他必要事項

4 総会の決議は、出席者の3分の2以上の同意を得るものとする。但し、出席者には委任状の数を含むものとする。

《役員会》

第12条 役員会は、総会で決定された事項を処理し、保護者会の運営にあたる。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

《会則の改廃》

第13条 本会則及び別に定めた細則等の改正又は廃止については、役員会で審議し、総会出席者の3分の2以上の同意を得て成立するものとする。但し、総会出席者には委任状の数を含むものとする。

《細則の制定》

第14条 本会則に定めるものの他、保護者会の運営等に関し必要な事項は、別途細則として定める。

附則

- 1 この規則は、2008年3月23日から施行する。
- 2 この規則は、2017年3月20日から施行する。
- 3 この規則は、2020年3月22日から施行する。